

令和5年度第3回東広島市入札監視委員会会議概要

1 会議名

令和5年度第3回入札監視委員会

2 開催日時・場所

令和5年12月4日（月） 15:30～16:40

東広島市役所本館4階 入札室

3 出席委員

岩元委員、石垣委員、富田委員、神野委員、高島委員

4 出席職員

総務部長、建設部維持課長、都市部区画整理課長、都市部営繕課長、建設部次長兼災害河港課長、事務局員

5 会議の概要

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

次の事項について、事務局から説明を行った。

ア 入札方式別発注工事の状況

イ 指名除外措置の運用状況

(2) 検証対象工事の検証について

次の検証対象工事について、入札参加資格要件、工事概要等を事務局及び施工担当課から説明を行った。

ア 令和5年度 道路維持修繕事業 道路維持修繕工事（中組正力線）

イ 令和5年度 八本松駅前土地区画整理事業 八本松駅前造成工事（5-2）

ウ 令和5年度 小学校施設整備事業 西条小学校増築及び改修工事（建築）

エ 令和5年度 土木施設災害復旧事業 西条地区災害復旧工事（5-2）

オ 令和5年度 土木施設災害復旧事業 河内地区災害復旧工事（5-1）

(3) その他

ア 次回の検証対象工事の抽出委員について

抽出委員は配布した名簿の順とし、次回の抽出は石垣委員が行うことで決定した。

イ 次回委員会の開催について

令和5年度第4回委員会の開催は令和6年2月頃の予定とし、後日調整を行うことで決定した。

6 発言の内容

(1) 入札及び契約手続に係る運用状況の報告について

発言者	内容
	特になし

(2) 検証対象工事の検証について

ア 令和5年度 道路維持修繕事業 道路維持修繕工事（中組正力線）

発言者	内容
委員	この工事の入札は、最低制限価格未満の入札者の割合が高いですが、その理由としてどのようなことが考えられますか。
事務局	予定価格が、道路維持修繕工事としては高額である一方、工事内容が非常に簡易な工事であり、また、道路が袋小路でなく一般交通の規制の面で非常に有利であるため、低価格の入札が多くなり、それに加えてランダム係数が高かったことが理由だと考えます。

イ 令和5年度 八本松駅前土地地区画整理事業 八本松駅前造成工事（5-2）

発言者	内容
委員	この工事の入札に係る低入札価格調査について、調査の結果、適当と判断された理由を教えてください。
事務局	この工事の落札業者は、近隣で同種同等の工事を施工中のため、一般管理費等の経費を低く抑えられ、また、資材などをこの近隣工事と同じ商社から一括購入することで、費用を抑えることができるためです。

ウ 令和5年度 小学校施設整備事業 西条小学校増築及び改修工事（建築）

発言者	内容
委員	入札参加者が1者と少なかった理由は、入札の参加条件として、同種・類似工事に規模の大きな建物の施工実績を求めたためですか。
事務局	本工事は、予定価格が5億円以上のため、入札参加の条件として、市外の業者は市内業者と特定建設工事共同企業体を作る必要がありますが、市内業者はすでに多くの工事を受注しており、手の空いている技術者が少なかったため、共同企業体を作るのが難しく、入札参加者数が1者となったものと思われます。
委員	過去には、共同企業体を組む際に、代表者になる業者が見つからない事案があったと思います。一方で今回は、構成員となる市内業者に配置できる技術者が少なく、共同企業体を組むのが難しかったということですか。
事務局	共同企業体を組む際は、代表者が構成員を探すケースと、構成員が代表者を探すケースがあります。先ほどお答えしました、市内業者が多くの工事を受注して忙しかったために共同企業体を作るのが難しかったということは、あくまで想像であり、実際に構成員を探すのが困難だったかどうかは、確認しておりません。

エ 令和5年度 土木施設災害復旧事業 西条地区災害復旧工事 (5-2)

発言者	内容
委員	この工事は、入札参加者が非常に多いですが、その原因は何ですか。 また、入札参加者が多い割に最低制限価格未滿の入札が少ないのは、ランダム係数が小さかったためでしょうか。
事務局	入札参加者が多い理由は、県道が施工箇所に近く、資材等の搬入が容易であることに加え、施工担当課が発注時期及び規模の設定を業者が受注しやすいように工夫したためです。 また、最低制限価格を下回る入札が少ない理由は、ランダム係数が小さかったためです。

オ 令和5年度 土木施設災害復旧事業 河内地区災害復旧工事 (5-1)

発言者	内容
委員	随意契約の理由に「隣接工事は、資機材の搬入経路の一部が崩壊し、車両等の通行が困難となったため、本工事の施工場所を通行する必要があり、その復旧後でなければ工事着手が困難であった」とあります。 搬入経路が崩壊した時期との関係もありますが、隣接工事の発注時に本工事を併せて発注できなかったのですか。
事務局	この2件の工事は、隣接工事のほうが奥に位置するため先に施工する必要があり、先行して発注しました。その後の災害で、隣接工事の搬入経路の一部が崩壊し、本工事の施工場所を通る必要が生じたため、隣接工事の施工業者へ、随意契約で本工事を発注しました。 なお、2つに分けて工事を発注した理由として、隣接工事は農業施設災害復旧工事であり、本工事の土木施設災害復旧工事とは、工事種別が異なるということもあります。
委員	ただいま説明のあった特命随契の経緯及び背景からすると、隣接工事は、本工事又は当初予定していた搬入経路の復旧工事を待って、一旦中断されますか。
事務局	まず、奥の隣接工事を行うために、手前の崩壊した仮設道の工事を終え、そこから工事資材を搬入し隣接工事が完了した後、手前の本工事を完成させます。 なお、この2件の工事は1者が行うため、調整しながら工事を進めます。